

博士学位論文要約

論文題目： 家族を自殺で亡くした遺族への情報提供と支援
—続柄を考慮した語りの質的比較分析—

氏名： 大倉 高志

我が国の自殺者数は、1998年以來、3万人を超える状況が続いている。国際連合は1996年に国家レベルの自殺予防対策ガイドラインを、WHOは2000年に自殺予防のための冊子をそれぞれ発行し、各国で活用されている。自殺予防対策として国際的には、「開業医や内科医を対象とした研修の実施」や「自殺手段の入手規制」、並びに「ゲートキーパー（自殺の危険性に気づき、専門機関に繋ぐ役割が期待される人材）の育成」が有効な施策であることが認知されている。国内では秋田県における地域介入研究で独居高齢者への定期的自宅訪問などに効果があることが報告され、全国規模の調査研究も進んでいる。

一方、年々増え続ける自死遺族への支援施策に活用できる知見の構築も急がれている。自死遺族の悲嘆の度合いは、他の死因によるものと大きな違いはないとされているが、自死遺族の特徴として、スティグマへの悩み、家族の自殺を恥ずべきこととする意識、自分が死に追いやってしまったという罪悪感や自責の念、故人から拒絶されたという感情の他、死因を隠しておきたい感情が強いことが指摘されている。このような背景から自死遺族は、適切な支援を受けられないまま孤立してしまう危険がある。

社会的な孤立については、自死遺族に限らず、社会的な擁護を要する人々が孤立を深めていることが社会問題として認識され、厚生労働省も検討会を開催し今後の方向性を提起した。このような中、長崎県自殺対策専門委員会と厚生労働省研究班がそれぞれ自死遺族支援用の手引きを発行した。また、自死遺族のソーシャル・サポートと二次的被害についての多面的な研究成果や個別インタビューに基づく個別性の解明に向けた動きもある。

しかし、自死遺族が求めている情報の具体的なニーズや情報の提供者、タイミング、方法についての研究はほとんどない。また、自殺発生後に自死遺族が直面する問題は、自殺した本人との続柄によって異なる点が多いにもかかわらず、続柄で自死遺族を分けて比較、検討した報告もほとんどない。

以上の背景から、本研究は、自死遺族が自殺発生直後から間もない時期に、どのような情報提供者から、どのようなタイミングで、どのような情報提供を望んでいるのかについて、故人の続柄の違いを考慮し、フォーカス・グループ・インタビュー(以後、FGI)により明らかにすることを目的とした。

対象者の選定基準は、自殺発生後の遺族の様々な体験や特有の問題について、より多くの情報を持ち合わせる遺族を対象とするため、日本国内で活動している自死遺族自助・支援グループに中心的協力的に関わっている自死遺族であり、「配偶者を亡くし遺された配偶者」、「子を亡くし遺された親」、「親を亡くし遺された子」の3つの続柄のうち、いずれかに該当し、死別後3年以上が経過している者とした。

遺された配偶者の性別に着目した結論として、子の有無にかかわらず、自殺発生後に遺された妻が抱える負担の方が、遺された夫が抱える負担よりも重く、長引く傾向が見受けられた。この

理由として、主に下記の2点が挙げられる。第1に、遺された妻は本来、夫の生前には家庭の内外におけるいくつもの難局を夫と共に乗り越えてきた一番の功労者であることが多いのにもかかわらず、ひとたび夫を自殺で失った瞬間から「最も身近にしながら夫を死に追いやった妻」という責めを一身に受ける立場となる場合があり、このことが彼女たちが担う死別後の負担を一層痛切なものにする傾向があることが挙げられる。第2に、子の有無にかかわらず、夫の過労自殺後の原因究明に向けた勤務先とのやり取りや訴訟準備、並びに、夫の経済活動と多重債務後の借金の処理と生活再建など、夫が生前に抱えた困難や新たに生じた課題の事後処理を、悲嘆に苦しむ妻が一手に引き受けざるを得ない状況に瞬時に追い込まれることが挙げられる。特に、第1の点が、周囲への助けを求めにくくさせる要因の一つとなっている。

子を亡くした親が望む情報提供と支援についての結論については、子の年代を考慮した結論として、高校・大学の時期に子を亡くした親は、その責任を一身に背負い、責められる人が自分しかいないと声を揃えられた。この理由として、いじめや教師からの虐待などといった外的な自殺理由が見受けられない場合には、最もそばにいた親しか責める人がいないことが挙げられる。また、親は我が子の自殺の経緯・理由・背景などの全てを知りたいと考えていた。

3つの続柄の分析結果を比較分析し、特徴的だった点として、望まれた情報提供の「時期」については、未成年の時に親を亡くした子から【直後に親と話した時にすぐ】、【遺体が運ばれて来た時からお通夜の前までに】、【忌引が終わり学校に登校した時】が挙げられたのが特徴的であった。

続いて、望まれた情報提供の「実施者」については、親を亡くした子の3つのグループで【遺された親】が共通して挙げられたのが特徴的であった。子にとって、遺された親がいる場合には、遺された親からの情報提供が重要であることが推察される。

さらに、家族の自殺発生後の子どもへの対応に関する「情報」について、3つの続柄を統合した要点は、大きく分けて下記の2点であった。1) 家族の自殺現場に遭遇し遺体を見てしまった子をどのように擁護するか、2) 家族が自殺で遺体となった理由を幼い子どもや現場にいなかった子にどのようにどこまで説明するか、であった。

最後に、望まれた情報提供の「方法」については、【自殺の事実や背景について知っていることをありのままに伝える】が、3つの続柄全てで求められた。特に、状況としては、職場での過労自殺が疑われる場合、病院に受診していた者が自殺した場合、学校在学中の子が自殺した場合、親が自殺した場合、などが挙げられた。

特記すべきこととして、「知っていることを隠蔽されることへの怒り」が、どの状況においても共通して確認された。つまり、状況が変わっても、「自殺の事実を知っている人から、ありのままに教えてほしい」という強い思いが続柄を問わず共通していた。特に、親を自殺で亡くした子の場合、たとえ親が子に説明しないことが親の配慮だったとしても、そのような親の配慮を子は自分への配慮とは受け取っていない状況が見受けられた。

さらに、特に留意すべき点としては、多くの場合、親から子への自殺の伝達の仕方について、親に対し教えることが出来る第三者がいないため、子は自殺で亡くなった親に関する事実を遺された親から隠されたまま、或いは、偽りの事実を伝えられたままの状態ですぐに育つことを余儀なくされ、遺された親と子の関係の悪化が長期化・深刻化する恐れがあることである。そのため、このような遺された親と子の関係の悪化という望ましくない事態を回避するため、遺された親がたとえ辛くとも子に偽ることなく事実を伝えることが自殺発生直後からお通夜の前頃までの時期に求められる。また、遺された親が子に事実を伝えることが出来るよう寄り添って指南することの出来る第三者の介入も求められた。

具体的には、親を亡くした子は、父親が亡くなった場合には母親から、母親が亡くなった場合には父親から、遺された親が取り乱して無理な場合や既に片親で遺された親がいない場合などには親族、親族も無理な場合には学校の先生、警察などでも良いから、親の自殺の事実を自殺発生直後の時期に教えてほしいと強く望んでいるものと推察される。

9つ全てのグループで望まれた情報提供の「実施者」として、【警察】による遺族支援が挙げられた。警察は、犯罪捜査が第一義の責務ではあるものの、自死遺族支援において現場にいち早く駆け付け、最も早い段階で自死遺族向けのリーフレットなどを簡単な説明を添え手渡すことにより、癒しに繋がる全般の情報提供を実施することが出来る最初の専門家になり得る。

9つ全てのグループで望まれた情報提供の「実施者」として、【自宅や現場に駆けつけたり遺族の要請に応じたりする形で、遺族の状況を判断し必要な情報を提供したり一緒に動いてくれたりする人】の役割を担う主体として、1) 先に同じ経験をした遺族、2) 自死遺族支援に関する十分な教育を受け熱意と自死遺族への理解のある専門家（保健師やソーシャル・ワーカー、カウンセラー、葬儀社など）が挙げられた。

我が国の社会福祉学における本研究の意義は、2つある。第一に、既存の専門家や関係者に対し、本研究における38名の遺族の言葉に基づく具体的な方法や技術、改善策を提示することにより、現在実施されている支援方式の改善や支援技術の向上に貢献できるということである。

我が国の社会福祉学における本研究の意義の第二は、本研究の結果が、「自死遺族を対象とした地域福祉」における支援実践と理論構築に活用可能な知見を提示するものになり得るということである。

今後の現実的な方向性として、下記の2点を挙げておきたい。第一に、先に同じ経験をした遺族や、十分な教育を受け熱意と遺族への理解のある専門家による訪問・同行支援活動の実施である。その先行のモデルとして、国内においては既に犯罪被害者支援の領域で実施され、2012年4月1日現在で全国で40団体が指定されている犯罪被害者等早期援助団体が挙げられる。

第二に、警察や役場、救急・精神医療関係者、葬儀社、宗教関係者、学校職員、職場関係者などの他、弁護士、司法書士、保健師、ソーシャル・ワーカー、カウンセラーなど、自殺発生後に遺族に接する機会が多い既存の専門家や関係者による自死遺族に特化した支援技術の向上に向けた取り組みが肝要である。